

(仮称) 新たなみさき公園整備運営等事業に関する事業契約を締結したので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第3項の規定に基づき、下記のとおり事業契約の内容を公表する。

令和4年10月21日

岬町長 田代 堯

1 公共施設等の名称及び立地

名 称：(仮称) 新たなみさき公園（岬町立みさき公園）

所在地：岬町淡輪3990番地

2 選定事業者の商号又は名称

所在地：岬町淡輪3990番地

商 号：株式会社A r k L E

代表者：代表取締役 岩崎 辰美

3 公共施設等の整備等の内容

(1) 設計業務

(2) 建設業務

(3) 工事監理業務

(4) 維持管理業務

(5) 運営業務

4 契約期間

令和4年9月28日から令和34年9月30日まで

5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項は、以下の事業契約の条項のとおりである。

(事業者の債務不履行等による契約の解除)

第49条 次の各号の一に該当する場合、町は、催告をすることなく、直ちに本契約を解除するとともに、事業者を指定管理者に指定しているときは当該指定を取り消すことができる。

(1) 事業者が本事業を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。

(2) モニタリング計画に定める契約解除事由に該当するとき。

(3) 事業者に対する指定管理者の指定が取り消され、又は指定管理期間満了時において再度の指定がなされないとき。

- (4) 本件施設の全部又は一部の設置管理許可が取り消され、又は更新されない場合で、本契約の目的を達することができないと町が合理的に判断したとき。
- (5) 事業者が自らの破産、特別清算、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他の倒産法制上の手続について事業者の取締役会でその申立を決議したとき。
- (6) 事業者につき破産、特別清算、民事再生手続開始又は会社更生手続開始、その他の倒産法制上の手続が申し立てられたとき。
- (7) 事業者が本契約等に定める報告書において著しい虚偽の記載を行ったとき。
- (8) 事業者が重大な法令等の違反をしたとき。
- (9) 本事業における選定手続に関し、事業者又は構成企業が基本協定第9条第1項第1号から第11号までのいずれかの事由に該当するとき。
- (10) 前9号に規定する場合のほか、事業者が本契約等の重大な条項に違反し、客観的にその違反により本契約の目的を達することができないと町が合理的に判断したとき。

(本件施設の完成前の契約の解除)

第50条 本件施設の完成前において次の各号の一に該当する場合、町は、催告をすることなく、直ちに本契約を解除するとともに、事業者を指定管理者に指定しているときは当該指定を取り消すことができる。

- (1) 建設期間の初日を過ぎても事業者が建設業務に着手せず、町が相当の期間を定めて催告しても事業者から町が満足すべき合理的な説明がないとき。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により建設期間の末日までに本件施設が完成しないとき、又は、同日経過後相当の期間内に工事を完成させ、かつ客観的に完成確認をする見込みがないと町が合理的に判断したとき。
- 2 前条又は前項により本契約が終了した場合、事業者は、町に対して、本契約の解除により町の被った損害を賠償しなければならない。
- 3 本件施設の完成前に、前条又は第1項により本契約が終了した場合、町は、事業者に対し、当該施設（既存施設を除く。）の出来形部分を撤去したうえで、事業実施場所及び既存施設を事業者の責任及び費用負担においてその引渡日における原状に回復すること、又は当該施設の出来形部分若しくは既存施設に設置された動産を無償で町に譲渡することのいずれかを請求ことができ、当該出来形部分又は当該動産について町が無償で譲渡するよう事業者に通知した場合には、当該通知の到達をもって当該出来形部分又は当該動産の所有権は町に移転したものとみなされるものとする。
- 4 前項において町が事業実施場所又は既存施設の原状回復を求めた場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復を行わないときは、町は事業者に代わり出来形部分を撤去したうえで事業実施場所又は既存施設を原状回復することができ、これに要した費用を事業者に請求できるものとする。
- 5 事業者が第3項（他の規定により同項が準用される場合を含む。）による出来形部分の無償譲渡（設置される動産の無償譲渡を含む。以下、本項において同じ。）を行った場合、本契約の解除により被った町の損害の額が、譲渡を受ける当該出来形部分の整備費用を超過する場

合は、町は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができる。

(本件施設の完成後の契約の解除)

第51条 本件施設の完成以降において次の各号の一に該当する場合、町は、催告をすることなく、直ちに本契約を解除するとともに、事業者を指定管理者に指定しているときは当該指定を取り消すことができる。

- (1) 事業者の責めに帰すべき事由により、町の通告又は改善勧告にもかかわらず、合理的な理由なく事業者が本件施設について、合理的な期間内に、本契約等に従った開園準備業務、維持管理業務若しくは運營業務を行わないとき、又は改善勧告に従わないとき。
 - (2) 前号に規定する場合のほか、事業者が本契約の重大な条項に違反し、かつ町が相当期間を定めて催告しても、合理的な期間内に、事業者から町が満足すべき合理的な説明がないとき。
- 2 本件施設の完成以降において第49条又は前項により本契約が終了した場合、町は、事業者に対し、新施設を撤去したうえで、事業実施場所及び既存施設を事業者の責任及び費用負担において原状回復すること、又は当該既存施設に設置された動産若しくは当該新施設を当該施設又は当該動産の所有者から無償で町に譲渡することのいずれかを請求することができ、当該動産又は当該施設について町が無償で譲渡するよう事業者に通知した場合には、当該通知の到達をもって当該動産又は当該施設の所有権は町に移転したものとみなされるものとし、速やかに当該施設の所有権移転登記を行うものとする。
- 3 前項において町が事業実施場所又は既存施設の原状回復を求めた場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復を行わないときは、町は事業者に代わり新施設を撤去又は既存施設に設置された動産を収去したうえで事業実施場所又は既存施設を原状回復することができ、これに要した費用を事業者に請求できるものとする。
- 4 事業者が第2項(他の規定により同項が準用される場合を含む。)による動産又は新施設の無償譲渡を行った場合、本契約の解除により被った町の損害の額が、譲渡を受ける動産及び本件施設の整備に要した費用を超過する場合は、町は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができる。
- 5 第2項に基づく本件施設の所有権移転手続に要する諸手続費用は、事業者の負担とする。
- 6 町は、本契約に基づく本件施設の所有権の町に対する譲渡の実行を確保するために、本件施設について事業者の費用負担により、町の所有権移転請求権保全の仮登記手続を行うことができ、事業者は町の請求があるときは、これに協力し又は所有者をしてこれに協力させなければならない。

(町の債務不履行による契約の解除)

第52条 町が本契約に違反し、事業者から催告を受けた場合、町は事業者に対し、速やかに当該違反の是正に要する期間を通知しなければならない。その期間内に、当該違反が是正されない場合、事業者は、本契約を解除することができる。

2 前項の規定に基づき本契約が終了した場合、町は、本契約の解除により事業者が被った損

害額を事業者に対して賠償する。

- 3 本件施設の完成前において、第1項により本契約が終了した場合で、本件施設の出来形部分又は本件施設に設置された動産が存在するときは、町は、自己の責任及び費用負担において、当該出来形部分（設置された動産を含む。以下本項において同じ。）を検査し、当該出来形部分のうちの合格部分の整備費用及び当該動産に相応する代金を事業者を支払ったうえ、合格部分の所有権を全て取得する。当該支払については、町は事業者と協議の上、事業者の指定する口座に一括又は分割払いにより支払う。この場合、町は必要と認めるときは、その理由を通知のうえ、出来形部分を最小限破壊して検査することができる
- 4 本件施設の完成以降において、第1項により本契約が終了した場合、町は、本契約終了時点における本件施設の整備及び本件施設に設置された動産に要した費用に相応する代金を支払ったうえ、本件施設及び当該動産の所有権を全て取得する。当該支払については、町は事業者と協議の上、事業者の指定する口座に一括又は分割払いにより支払う。
- 5 前2項の規定は、事業者の町に対する損害賠償請求を妨げない。

（町による任意解除）

- 第53条 町は、社会環境の変化等により、本事業の実施の必要がなくなったと認める場合、又は本件施設の転用が必要となったと認める場合には、事業者に対して90日以上前に通知を行うことにより、本契約を解除するとともに、事業者を指定管理者に指定しているときは当該指定を取り消すことができる。
- 2 前項の規定に基づき本契約が終了した場合の措置については、前条第2項から第5項までを準用する。

（法令等の変更による契約の終了）

- 第54条 第58条第3項の協議にもかかわらず、本契約の締結後における法令等（税制に関する法令等は除く。）の制定又は変更により、本事業の継続が不能となった場合、又は事業の継続に過分の費用を要する場合で町が本事業自体を継続させ得ないと判断したときは、本契約を解除することができる。
- 2 前項による本契約の終了が、本公園（新設施設を除く。）又は既存施設の設計、建設又は維持管理に対して、類型的又は特別に影響を及ぼす法令等の変更を理由とする場合の措置については、第52条第2項から第5項までを準用する。ただし、事業者は当該解除により事業者が生じた逸失利益に相当する損害の賠償を町に請求することはできないものとする
 - 3 前項の場合を除き、第1項の規定に基づき本契約が終了した場合の措置については、第50条第3項及び同条第4項又は第51条第2項、同条第3項及び同条第5項を準用する。

（不可抗力による契約の終了）

- 第55条 第59条第3項の協議にもかかわらず、不可抗力が生じた日から120日以内に本事業の内容等の変更について合意が成立しない場合、町が本事業自体を継続させ得ないと判断したときは、町は、本契約を解除することができる。

2 前項の規定に基づき本契約が終了した場合の措置については、増加費用（本件施設の所有権移転手続に要する諸手続費用を含む）又は損害の負担については第59条第3項を準用し、その他の措置については第50条第3項及び同条第4項又は第51条第2項、同条第3項及び同条第5項を準用する。

6. 契約終了時の措置に関する事項

契約終了時の措置に関する事項は、以下の事業契約の条項のとおりである。

（本事業終了に際しての処置）

第56条 事業者は、本事業が終了した場合（契約解除による場合を含む。）において、事業実施場所又は本件施設内の事業者が所有又は管理する工事材料、建設・業務機械器具、仮設物その他のもの（以下「器材等」という。）を撤去し、速やかに事業実施場所及び本件施設を明け渡すものとする。

2 事業者は前項の撤去及び明渡しに要する費用を負担する。ただし、器材等について、町から買取りの要請があった場合、協議に応じる。

3 町は、第1項に規定する場合、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に器材等の処置を実施しないときは、事業者に代わって器材等を処分し、事業実施場所又は本件施設の修復、片付けその他適当な処置を行うことができる。この場合、事業者は、必要な費用を負担する。

4 本契約の規定により本契約が解除されたときにおいて指定管理者の指定が取り消されていないときは、町は指定管理者の指定を取り消すものとし、当該取消しがなされたときに当該解除の効力が生じるものとする。

（期間満了時の取扱い）

第57条 事業者は、本事業期間満了により本契約が終了する場合、本契約期間満了日に、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) BOT 施設

町に無償で譲渡して引き渡す。譲渡にあたって、事業者は業務要求水準書又は提案書記載の業務のために継続して使用するに支障のない状態にて、町に対してBOT施設を引き渡すものとする。事業者はBOT施設の譲渡に先立ち町の検査を受けなければならないが、当該検査により、当該施設が業務要求水準書又は提案書記載の水準を満たしていないこと又は修繕すべき点が存在すること（ただし、経年劣化を除く。）を町が確認した場合、町は事業者に対してこれを通知するものとし、事業者は自己の責任及び費用において、当該通知に従い速やかにこれを補修、改造、改善又は修繕するものとする。

なお、BOT施設又はその敷地に事業者が所有し若しくは管理する工事材料、仮設物、機械器具その他の物件（事業者が使用する構成員、協力企業その他の第三者が所有し又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、事業者は、当該物件を撤去するとともに、BOT施設又はその敷地を修復し、取り片付けて、町に引き渡さなければならない。

(2) BOO 施設

本契約期間満了日までに、事業者の責任及び費用負担による B00 施設の撤去と B00 施設の敷地の原状回復を行わなければならない。

ただし、町又は事業者の要望があった場合、町と事業者の協議により、以下のいずれかの措置を選択することができるものとする。

- ① 事業者が継続して当該施設を利用して事業を実施することを希望し、町が承諾する場合、新たに基本協定等を締結するとともに、設置許可を更新する。
- ② 町が引き継いで運営したい B00 施設があり、町と事業者双方が合意した場合、当該合意に基づき町へ当該施設の所有権を移転する。その場合、無償譲渡とする。

(3) 事業実施場所及び既存施設

前 2 号のほか、事業実施場所又は既存施設に事業者が所有し若しくは管理する工事材料、仮設物、機械器具その他の物件があるときは、事業者は、当該物件を撤去するとともに、事業実施場所又は既存施設を修復し、取り片付けて、町に明け渡さなければならない。

- 2 町及び事業者は、本事業期間満了の 1 年前までに、前項の措置の対応について、協議を開始する。
- 3 第 1 項の場合において、事業者が正当な理由なく、第 1 項の期限内に第 1 項に定める施設又は物件の撤去、修復、取り片付け又は事業実施場所の原状回復を行わないときは、町は事業者に代わり必要な措置を行うことができ、これに要した費用を事業者に請求できる。
- 4 第 1 項に基づく本件施設の事業者から町への所有権移転登記手続は町がその費用において行うものとし、事業者は、当該登記に必要な書類を町の求めに従って提出しなければならない。
- 5 町は、第 1 項に基づく BOT 施設の所有権の町に対する譲渡の実行を確保するために、本件施設について町の費用負担により、町の所有権移転請求権保全の仮登記手続を行うことができ、事業者は町の請求があるときは、これに協力しなければならない。
- 6 事業者は、本件施設の所有権が町に譲渡される場合には、町に対して、本件施設を町が継続して運営できるよう本件施設の運営及び維持管理に関して必要な事項を説明し、かつ、事業者が用いた運営、維持管理に関する操作要領、申し送り事項その他の資料を提供するほか、引き継ぎに必要な協力を行うものとする。
- 7 事業者は、町が事業者から本件施設の所有権を譲り受ける場合、当該譲渡と同時に、町に対して、本件施設の運営及び維持管理に必要な書類の一切を引き渡さなければならない。
- 8 事業者が、本件施設の所有権を町に譲渡する場合、担保権、用益権等の負担のない、完全な所有権を町に移転しなければならない。
- 9 事業者は、本件施設の所有権を町に譲渡する場合、所有権を譲渡する日において、別途町が指定する様式の目的物引渡書を町に交付し、本件施設の引渡しを行い、本件施設の所有権を町に取得させる。

参考法令

○ P F I 法第 1 5 条

- 3 公共施設等の管理者等は、事業契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該事業契約の内容（公共施設等の名称及び立地、選定事業者の商号又は名称、公共施設等の整備等の内容、契約期間、事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項その他内閣府令で定める事項に限る。）を公表しなければならない。

○ P F I 法施行規則第 4 条

法第 1 5 条第 3 項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 契約金額（契約金額が存在しない場合を除く。）
- (2) 契約終了時の措置に関する事項